

**行政協力員を
新たに委嘱しました**

3月1日付けで、新たに次の人を行政協力員として委嘱しました。(敬称略)

【月田区】
田中健二郎 62・2340
●前任者には長い間ご協力いただき、ありがとうございます。

**3月25日は熊本県知事
選挙の投票日です**

3月25日(日)は、熊本県知事選挙の投票日です。県政を任せる人を選ぶ大事な選挙です。棄権することなく進んで投票しましょう。

【期日前・不在者投票】
選挙当日に仕事やレジャーなどで投票に行けない人は、ぜひ利用してください。

●期間

3月9日(金)～24日(土)

●期日前投票所と受付時間

●市役所1階 収納課隣
午前8時30分～午後8時
●あおシティモール2階
シテイホール
午前10時30分～午後7時
●不在者投票所と受付時間
荒尾市役所

午前8時30分～午後8時
※入場券の中にある「期日前投票・不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入のうえ、ご持参ください。

※税の申告期間のため、市役所の投票所を収納課隣に変更しています。

【選挙当日】

●投票場所

「投票入場券」に記載しています。ご確認のうえ、入場券を持ってお出かけください。

入場券を紛失した場合は、投票所の係員に申し出てください。再発行して投票ができません。

●投票時間

午前7時～午後8時

【選挙公報】

候補者を選ぶ参考資料にしてください。

【投票の方法】

選挙当日に投票所で投票する人は「記号式投票」です。期日前投票や不在者投票、点字投票をする人は「自書式投票」です。

※詳しくは、広報あらお3月1日号4ページから5ページをご覧ください。
●選挙管理委員会事務局
63・1254

**家屋集団消毒(行政区)
日程予約抽選会を実施**

平成24年度の家屋集団消毒(行政区)について、日程予約抽選会を実施します。事前に申し込みをする区はご参加ください。

受付区分	実施期間	手数料料金
集団消毒 (電話申込不可) ※代表者が一括して行政協力員に申し込んでください	4月16日(月) ～ 10月26日(金) ※平日のみ実施	消毒に使用した薬剤料 (1ℓ 350円)
個人消毒実施期間 (電話申込可) ※班単位での申し込みは個人消毒になります	4月3日(火) ～ 10月26日(金) ※平日のみ実施	消毒する家屋面積 33㎡(10坪)まで 350円 16.5㎡増すごとに 175円加算

●抽選は1回につき1日(2日にまたがるときは1回とみなす)

●年2回実施する場合は最初から並びなおし、もう一度抽選

●若番を引いた人から順次申し込み台帳へ記入

●参加者 区の代表者か代理者が出席してください。

※代理者が出席する場合は、代表者の委任状を持参してください。

●その他 抽選会に参加しない区や個人消毒は、4月2日から環境保全課で申し込みを受け付けます。

●環境保全課
63・1270

**ラムサール条約湿地登録へ
報告会を開催**

荒尾干潟を「国際的に重要なラムサール条約湿地」として登録を進めています。

ラムサール条約や進捗状況についての住民報告会を開催します。

●日時 3月29日(木)
午後7時～

●場所 中央公民館2階C研修室

●環境保全課
63・1386

ポリオ(小児まひ)生ワクチンの投与を行います

- 対象者 生後3カ月から90カ月(7歳6カ月)未満の子どもで2回の接種が終了していない人
- 受付時間 午後1時30分～2時30分
- 日程

期日	お住まいの地区	実施場所
4月17日(火)	平井・万田中央	保健センター2階
4月20日(金)	八幡・万田	
4月23日(月)	緑ヶ丘・有明・井手川	
4月24日(火)	中央	
4月26日(木)	荒尾	
5月2日(水)	清里・桜山・府本	

●必要なもの 母子健康手帳、予診票(持っていない人には会場でお渡しします)

●注意事項

- ・投与前後30分は飲食を避けてください。
- ・下痢をしている場合は投与を控えてください。
- ・他の予防接種との間隔に注意してください。
- ・病気などで治療中の場合は、当日の接種が可能かどうか、かかりつけの医師に相談してください。
- ・予診票の記入には、必ずペンかボールペンを使用してください。

●その他 予防接種にあたり、投与の意思を確認します。子どもの健康状態がよくわかった保護者(親権を行う者・後見人)が同伴してください。保護者以外(親族)の人が同伴する場合は、委任状が必要です。事前に保健センターに取りにおいでください。

●保健センター 63-1133

離職で住居を喪失した人、または喪失するおそれのある人へ

～平成24年度も住宅手当緊急特別措置事業が延長されます～

①住宅手当緊急特別措置事業とは この事業は、離職者であって就労能力と就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象に、最長9カ月間を限度として住宅手当を支給するものです。それとともに、住宅確保と就労支援員による就労支援などを実施し、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行います。(手当の支給額は生活保護の住宅扶助特別基準に準拠し、地域ごとに上限額があります)。

②住宅手当の受給対象者

- 支給申請時に次の要件全てに当てはまる人
- ①平成19年10月1日以降に離職した人
- ②離職前に、主たる生計維持者であったこと(申請時に世帯主である人)
- ③就労能力と常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みをする人(就職活動を積極的に行う人)
- ④住宅を喪失していること、または喪失するおそれのあること(喪失するおそれのある人は次の⑤と⑥の要件に当てはまり、賃貸住宅などに入居している人)
- ⑤申請月の収入が次の基準額であること(単身世帯で月収11.4万円以下、2人世帯で同17.2万円以下、3人以上世帯で同21.1万円未満。家賃の金額で変動あり)
- ⑥生活をひととする同居の親族の預貯金の合計が規定以下であること(単身世帯50万円、複数世帯100万円)

⑦雇用施策による給付などと、地方自治体などが実施する住居等困窮離職者に対する類似の貸付や給付などを受けていないこと。
※手当支給期間中は、常用就職に向けた積極的な就職活動を行っていただきます。

③住宅の初期費用と生活支援には生活福祉資金

賃貸住宅の契約を行う際には敷金・礼金などの「初期費用」が必要となります。「初期費用」を準備することが困難な人や生活費が必要な人については、社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」を活用することができます。

- ①住宅入居費40万円以内
- ②生活支援費2人以上世帯/月20万円以内(単身15万円以内)、最長1年間
- ③一時生活再建費60万円以内

④住宅を喪失している人で、住宅手当支給までの生活費が緊急的に必要な人には

住宅手当を受給するまでの間の生活費が緊急的に必要な人については、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸し付け(10万円以内)を活用することができます。

※詳しくはお問い合わせください。

● 12…福祉課 63-1409
● 34…社会福祉協議会 66-2993

**平成24年度
広報あらお
題字の採用者が
決まりました**

●秘書広報課 63-1157

101人の皆さんからご応募いただきました。ありがとうございました。平成24年度は、次の人の作品を題字として採用します。

掲載号	採用者[小学校名/新学年]	9月号	10月号
4月号	沖可倫 [緑ヶ丘/3年]	大中ちひろ [中央/4年]	林紅里 [八幡/5年]
5月号	前田蓮世 [有明/6年]	11月号	荒尾あみ [府本/6年]
6月号	友田真尋 [清里/2年]	12月号	矢野友莉 [一小/4年]
7月号	永瀬優 [平井/4年]	1月号	前田菜月 [桜山/5年]
8月号	杉本愛姫 [万田/3年]	2月号	柴田拓哉 [緑ヶ丘/5年]
		3月号	稲富瑞希 [中央/4年]